

情報提供

那医発第 458 号
令和 7 年 2 月 26 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「HPVワクチンのキャッチアップ接種の経過措置に係る周知資材等について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖 医 発 第 1657 号

令和 7 年 2 月 18 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 徳永義光



HPV ワクチンのキャッチアップ接種の経過措置に係る周知資材等について

今般、沖縄県保健医療介護部から標記文章の事務連絡がありましたのでご連絡致します。

HPV ワクチンについては、現在、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種（キャッチアップ接種）の機会を提供しているところです。

今般、キャッチアップ接種期間が令和 6 年度末までとされているところ、令和 7 年 3 月末までに接種を開始した場合、令和 7 年度も残りの接種回数分の費用を公費で完了できるようにする経過措置が示されたとのことです。

つきましては、本経過措置について、キャッチアップ接種対象者（平成 9 年度生まれ～平成 19 年度生まれの女子）及び定期接種の最終年度の者（平成 20 年度生まれの女子）に対し、HPV ワクチンの経過措置に係る周知資材等を活用しつつ、一人でも多くの接種対象者が正しい情報に基づいて、接種の検討・判断を行えるよう、貴会におかれましても本件についてご了解のうえ、自治体への働きかけ、会員や接種対象者への情報提供、啓発活動等の接種促進に向けた協力方ご高配のほどお願い申し上げます。

記

《配布物》

①厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課発出 事務連絡

「HPV ワクチンのキャッチアップ接種の経過措置に係る周知資材等について」

②キャッチアップ接種経過措置チラシ（2025 年 1 月版）

③高校 1 年生相当のお子様及びその保護者向けチラシ（2025 年 1 月版）

● HPV ワクチンのキャッチアップ接種の経過措置に係る周知資材等について

（令和 7 年 2 月 6 日 事務連絡）



事務連絡
令和7年2月6日

関係機関 各位

沖縄県保健医療介護部
感染症対策課感染症予防班

HPV ワクチンのキャッチアップ接種の経過措置に係る周知資材等について

みだしのことについて、HPV ワクチンについては、現在、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種（キャッチアップ接種）の機会を提供しているところです。

今般、キャッチアップ接種期間が令和6年度末までとされているところ、令和7年3月末までに接種を開始した場合、令和7年度も残りの接種回数分の費用を公費で完了できるようにする経過措置が示されました。

つきましては、本経過措置について、キャッチアップ接種対象者（平成9年度生まれ～平成19年度生まれの女子）及び定期接種の最終年度の者（平成20年度生まれの女子）に対し、HPV ワクチンの経過措置に係る周知資材等を活用しつつ、一人でも多くの接種対象者が正しい情報に基づいて、接種の検討・判断を行えるよう周知へのご協力をお願い致します。

<配布物>

1：厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課発出 事務連絡

「HPV ワクチンのキャッチアップ接種の経過措置に係る周知資材等について」

2：キャッチアップ接種経過措置チラシ（2025年1月版）

3：高校1年生相当のお子様及びその保護者向けチラシ（2025年1月版）

沖縄県保健医療介護部

感染症対策課 平良・島袋

TEL: 098-866-2013

E-mail: teruymk@pref.okinawa.lg.jp

事務連絡

令和7年1月29日

各都道府県
市町村
特別区

衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

HPVワクチンのキャッチアップ接種の経過措置に係る周知資料等について

予防接種行政については、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）については、積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対し、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種（以下「キャッチアップ接種」という。）の機会を提供しているところです。

今般、令和6年12月16日に開催された第59回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）において、キャッチアップ接種期間が、令和6年度末までとされているところ、令和6年度夏以降の需要の大幅な増加に伴い、メーカーにおいてHPVワクチンの限定出荷が行われた状況等を踏まえ、期間中に接種を希望される方が接種機会を逃さないよう、令和7年3月末までに接種を開始した場合、令和7年度も残りの接種回数分の費用を公費で完了できるようにする方針が了承されました。当該結論を受け、令和7年1月29日に開催された第60回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、関係法令の必要な改正手続きを進めていくこととなりました。

本経過措置については、令和7年3月末までに接種を開始する必要があることから、その対象者や保護者等への周知・広報を含め、円滑な接種の実施のために必要な対応を講じていただきますようお願いいたします。

また、実施にあたっては経過措置の対象者や期間については「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会におけるHPVワクチンのキャッチアップ接種に関する議論について」（令和6年11月29日付け事務連絡）、実施に関する留意事項については「HPVワクチンのキャッチアップ接種に関する注意喚起について」（令和6年12月6日付け事務連絡）等も参考にさせていただきますようお願いいたします。

引き続き、一人でも多くの接種対象者が正しい情報に基づいて、接種の検討・判断を行えるよう周知に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会に対し本件に係る周知協力を依頼していることを申し添えます。

記

1. キャッチアップ接種の経過措置に関する周知について

本経過措置は令和7年3月末までに接種を開始する必要があることや、経過措置の期間は1年であること等を踏まえ、経過措置の対象となる方や接種が完了し

ていない方に対して、再度個別通知を行うこと等を検討していただき、確実な周知等に努めていただくようお願いいたします。

また、キャッチアップ接種の経過措置の対象者への再勧奨や、周知・広報のための資材について、以下のとおり作成しましたのであわせてご活用ください。

2. HPVワクチンに関するその他の情報提供資材

キャッチアップ接種以外のHPVワクチンに関するリーフレットについても、最新の内容に改訂しておりますので、適宜ご活用ください。

【キャッチアップ接種の経過措置に関する周知資材】

資材1. キャッチアップ接種経過措置チラシ

資材2. キャッチアップ接種経過措置チラシ（横長サイズ）

資材3. 高校1年相当のお子様及びその保護者向け チラシ

資材4. 高校1年相当のお子様及びその保護者向け チラシ（横長サイズ）

資材5. キャッチアップ接種経過措置ロゴマーク

資材6. キャッチアップ接種リーフレット

【HPVワクチンに関するその他の情報提供資材】

資材7. HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（概要版）

資材8. HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（詳細版）

資材9. HPVワクチンの接種に関係する医療従事者向けリーフレット

（参考）

・HPVワクチンに関する広報資材を掲載している厚生労働省ホームページ「HPVワクチンに関する広報について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/kouhou.html>

・リーフレットを掲載している厚生労働省ホームページ「HPVワクチンに関する情報提供資材」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/leaflet.html>

以上

平成9～19年度生まれの女性へ



公費によるHPVワクチン「キャッチアップ接種」期間についてのお知らせ



**2025年3月31日までに
HPVワクチンを1回以上接種した方は
2025年4月以降も
残りの接種を公費で受けられることになりました。**

◎ 公費での接種期間は  **2026年3月31日までです。**



○子宮頸がん予防のためのHPVワクチンの接種を逃した方に、公費による接種の機会をご提供しています。

○2024年夏以降の大幅な需要増により、HPVワクチンの接種を希望しても受けられなかった方がいらっしゃいます。そのため、2025年3月末までに接種を開始した方が、全3回の接種を公費で完了できるようになりました。

今年の3月までに1回目の接種をしていれば、
公費で全3回の接種を完了することが可能です。

よくあるご質問

Q.いつまでに合計3回の接種を完了する必要がありますか？

A. **2026年3月31日までです。**合計3回の接種には6か月かかりますが、最短4か月で完了することもできます。

Q.公費による接種を希望していますが、まだ1回も受けていません。間に合いますか？

A. **2025年3月31日までにHPVワクチンを1回以上受けている方が対象**となるため、希望する場合は、2025年3月末までに1回目を受けることをご検討ください。

HPVワクチンの「キャッチアップ接種」についてもっと詳しく知りたい方はこちら

厚生労働省ホームページ

厚生省 キャッチアップ 検索



HPVワクチンに関するよくあるQ&Aはこちら





HPVワクチンの公費接種

高校1年相当が最終年度

小学6年～高校1年生相当の女の子が対象

高校1年相当（平成20年度生まれ）の

女の子と保護者の方へ

《公費によるHPVワクチン接種》

2025年3月31日までに

HPVワクチンを

1回以上接種した方は

2025年4月以降も、残りの接種を

公費で受けられることになりました。



期間は

2026年

3月31日

までです

○子宮頸がん予防のためのHPVワクチンの公費による接種を提供しています。
高校1年生相当の女の子は、最終年度にあたります。

○2024年夏以降の大幅な需要増により、HPVワクチンの接種を希望しても受けられなかった方がいらっしゃいます。そのため、2025年3月末までに接種を開始した方が、全3回の接種を公費で完了できるようにしました。

今年の3月までに1回目の接種をしていれば、

公費で全3回の接種を完了することが可能です。

よくあるご質問

Q.いつまでに合計3回の接種を完了する必要がありますか？

A. 2026年3月31日までです。合計3回の接種には6か月かかりますが、最短4か月で完了することもできます。

Q.公費による接種を希望していますが、まだ1回も受けていません。間に合いますか？

A. 2025年3月31日までにHPVワクチンを1回以上受けている方が対象となるため、希望する場合は、2025年3月末までに1回目を受けることをご検討ください。



HPVワクチン接種について
もっと詳しく知りたい方はこちら

厚生労働省ホームページ

厚生省 HPV 検索



HPVワクチンに関する
よくあるQ&Aはこちら

